

工事請負契約について

市道石嶺線都市モノレール石嶺駅建設工事（建築）について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

1 契約の目的 市道石嶺線都市モノレール石嶺駅建設工事（建築）

2 契約の方法 一般競争入札

3 契約金額 907,200,000円

4 契約の相手方 那覇市松山1丁目35番2号

先島建設株式会社・有限会社大地建設特定建設工事共同企業体

代表者 先島建設株式会社 代表取締役 黒島正夫

有限会社大地建設 代表取締役 上地功

平成28年11月29日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理由

市道石嶺線都市モノレール石嶺駅建設工事（建築）の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第1条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。